

令和6年度 特別支援教育総合推進事業実施要項

令和6年4月1日
香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、令和6年度「特別支援教育総合推進事業（以下、「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

インクルーシブ教育システムの理念の構築に向け、障害の重度・重複化、多様化への対応及び発達障害を含む障害のある幼児児童生徒（以下「幼児等」という）の学びの場の適切な運用や整備を進めるとともに、特別支援教育を担う教員等の専門性の向上につながる研修体制を構築し、特別支援教育力の向上を図る。

3 事業の実施

本事業の目的を達成するため、以下の取組を実施する。なお、本事業の支援の対象は、国公立・私立の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校及び特別支援学校（以下「学校等」という。）とする。

(1) 相談支援に関する事業の内容

① 巡回相談の実施

県教育委員会は、小児科医、視能訓練士等を特別支援学校の巡回相談員として委嘱する。特別支援学校の巡回相談員は、特別支援学校を巡回し、教員等に対して幼児等に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行う。

② 連携訪問の実施

県教育委員会は、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱に関する専門的知識・経験を有する特別支援学校教員を連携訪問員として委嘱する。連携訪問員は、学校等を訪問するなどして、当該学校の教員等に視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱の幼児等に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行う。

③ 専門家チームの設置・運用

特別支援学校のセンター的機能に係る相談センターでの教育相談事例や特別支援学校に在籍する幼児等への指導事例において、困難な事例が生じた場合に、特別支援学校からの要請により、専門家チームの委員を派遣し、指導・助言を行う。

(2) 研修に関する事業内容

県教育委員会は、特別支援教育に関する研修体制を整備し、以下の協議会等を実施する。

① 医療的ケア連絡協議会（年間1回）

特別支援学校における医療的ケアを担当する医療的ケア看護職員及び関係教員等に対して、実施体制における現状と課題、関係機関等との連携等について協議し、医療的ケア指導医の指導助言により専門性の向上を図る機会を提供する。

② センター的機能充実事業

特別支援学校を対象に、切れ目ない支援体制の整備を目指す特別支援教育を推進するため、専門家による講演や授業研究、教材開発等を行い、特別支援学校の教員の専門性向上を図るとともに、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校の教員の指導力向上を図るため、特別支援学校で活用している教材の紹介や相談支援等を行うことにより研修の機会を提供する。

③ 就学に関わる教育相談・支援体制構築に関する協議会（オンデマンド配信：夏季休業中）

公立保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校、国公立特別支援学校、関係機関の就学担当者・希望者を対象に、切れ目ない支援体制の整備を目指す特別支援教育を推進するため、就学に関する講話や就学相談についての説明等を行う。

④ 市町教育委員会就学担当者研究協議会（年間2回）

市町（学校組合）教育委員会の就学担当者を対象に、就学に関する課題等について協議を行い、適切な相談・支援に関する理解を深めることにより、インクルーシブ教育システムの理念の構築を図る。

(3) 通級による指導に関する事業内容

県教育委員会は、通級による指導の適切な運用に向けて、以下の実証研究を実施する。

① 通級指導教室（弱視）設置のための実証研究

障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様な学びの場の整備に向けて、弱視者対象の通級指導教室について、その必要性や指導効果、課題等について実証研究を行う。

(4) 特別支援教育理解啓発事業

「特別支援教育ハンドブック（改訂）」のリーフレットを作成し配付することにより、特別支援教育の理解啓発を図る。

4 その他

本事業に関する庶務は、香川県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

附 則

- (1) この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- (2) この要領は、令和7年3月31日限りその効力を失う。